



# 熊本県公報

第12702号  
平成30年3月6日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 2
- 救急病院の認定…………… ( " ) 2
- 個人県民税の控除対象寄附金の指定…………… (税務課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… ( " ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… ( " ) 4
- 有害図書の指定…………… (くらしの安全推進課) 5

### 公 告

- 平成30年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託の一般競争入  
札による落札者の決定…………… (税務課) 5
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 6
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 6
- 球磨郡球磨村の宇土ノ迫入会林野整備計画の認可…………… (森林保全課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 7
- 公共測量の終了…………… (監理課) 8

### 登 載 依 頼

- 平成29年度上益城地域保健医療推進協議会(第2回)の開催  
…………… (上益城地域保健医療推進協議会) 8
- 平成29年度第2回菊池地域保健医療推進協議会の開催… (菊池地域保健医療推進協議会) 8
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 9
- 平成29年度第3回熊本県医療審議会の開催…………… (医療審議会) 9
- 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航  
送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例の公布…………… (有明海自動車航送船組合) 10
- 有明海自動車航送船組合職員等の給与等に関する規則の一部を改正す  
る規則の公布…………… ( " ) 24

## 告 示

### 熊本県告示第162号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社弘プラン	藤の花訪問看護ステーション	上益城郡御船町御船1075番地6 リバーハイツ1階	平成30年4月1日	訪問看護

**熊本県告示第163号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社弘プラン	藤の花訪問看護ステーション	上益城郡御船町御船1075番地6 リバーハイツ1階	平成30年4月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第164号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
朝日野総合病院	熊本市北区室園町12番10号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
熊本整形外科病院	熊本市中央区九品寺一丁目15番7号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
くわみず病院	熊本市中央区神水一丁目14番41号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1番5号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
医療法人聖粒会慈恵病院	熊本市西区島崎六丁目1番27号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
医療法人憲和会南部中央病院	熊本市南区南高江六丁目2番24号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
山口病院	熊本市西区田崎三丁目1番17号	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで
済生会みすみ病院	宇城市三角町波多775-1番地	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで

**熊本県告示第165号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
玉名地域保健医療センター	玉名市玉名2172番地	平成30年3月6日から平成33年3月5日まで

**熊本県告示第166号**

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第30条第1項第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第19条の3の5第5項の規定により告示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定年月日 平成30年2月26日

- 2 控除対象寄附金の名称 独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金
- 3 控除対象寄附金に係る寄附金募集者（以下「被指定募集者」という。）の名称 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 4 被指定募集者の代表者の氏名 理事長 谷口 功
- 5 被指定募集者の主たる事務所の所在地 東京都八王子市東浅川町701-2
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

**熊本県告示第167号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
株式会社亀川薬局 天草市亀場町亀川1681番地1	平成30年3月1日

**熊本県告示第168号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 袴野鶴地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字小森字袴野鶴1682番1、1682番3、1683番、1685番、1685番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 前鶴地区（その3）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字小森字前鶴483番1、483番2、483番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 名ヶ迫鶴地区（その3）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴735番3、735番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、735番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 山口地区（その2）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字宮山字山口575番2、575番2地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、575番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）  
阿蘇郡西原村大字宮山字宮山861番、861番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）  
阿蘇郡西原村大字宮山字涌井川1125番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1125番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 5 平地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字平2479番、2479番2、2479番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 6 秋田原地区（その2）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字秋田原536番の一部（次の図に示す部分に限る。）、537番の一部（次の図に示す部分に限る。）、537番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 7 瓜生地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字瓜生1681番、1681番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第169号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 皆元地区（その3）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元195番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）、196番、201番5、201番6、202番2、202番2地先の道
- 2 馬場地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字鳥子字馬場1005番、1005番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、7番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1005番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）  
阿蘇郡西原村大字鳥子字岩下1006番の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 3 桃木原地区（その2）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字鳥子字桃木原1213番7、1213番7地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 小高山地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字小森字小高山859番、859番3、860番、859番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）  
阿蘇郡西原村大字小森字畑村1043番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1044番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、1044番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、1043番2地先の道、1044番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 5 外村地区（その2）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字小森字外村1546番2、1546番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 6 出ノ口鶴地区造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字宮山字出ノ口鶴1580番、1580番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 7 谷頭地区（その3）造成宅地防災区域  
阿蘇郡西原村大字河原字谷頭3591番、3591番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字北神掛	前	10.4	102.7	災害復旧
		1053番5地先から		19.5		
		同所	後	11.1	102.7	
		1052番1地先まで		24.7		

2 区域を変更する期日 平成30年3月6日

熊本県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字山口 853番29地先から 球磨郡球磨村大字神瀬乙字釈迦尾 840番25地先まで	前	9.4 ～ 92.9	863.3	防安交 (改築)
			後	9.4 ～ 92.9		

2 区域を変更する期日 平成30年3月6日

**熊本県告示第172号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第9条第1項の規定により少年に有害な図書として平成30年2月26日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	図 書 名	指定理由
有害 図書	ググってはいけない禁断の言葉2018（株式会社鉄人社）	著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
	週刊実話 ザ・タブー（株式会社日本ジャーナル出版）	
	月刊実話 ドキュメント2018 3月号（ジェイズ・恵文社）	
	実話時代2018 3月号（三和出版株式会社）	
	実話ナックルズ 月刊3月号（ミリオン出版株式会社）	
	実話ナックルズ スペシャル2018冬（ミリオン出版株式会社）	

**公 告**

**熊本県公告第139号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
名称 熊本県総務部市町村・税務局税務課  
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
氏名 株式会社コーユービジネス 熊本営業所  
住所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目50-25
- 5 落札金額  
32,184,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日  
平成29年12月1日

**熊本県公告第140号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営坂梨・古城地区（屋形出換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成30年3月7日から

平成30年4月4日まで

- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第141号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目3986番1、同4068番1、同4076番1、同4076番2及び同4076番4  
4,429.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番18号  
有限会社ナイトウコーポレーション

**熊本県公告第142号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字馬場2195番の一部、同2197番の一部、同2198番の一部、同2199番の一部並びに里道及び水路の一部  
713.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字原水1139番地4 パークハイムⅡB-101号  
宮村 孝廣

**熊本県公告第143号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1453号	混合有機質肥料	混合有機T3号	窒素全量：2.0 りん酸全量：3.0 加里全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成36年3月6日

**熊本県公告第144号**

球磨郡球磨村の宇土ノ迫入会林野整備組合代表者仮屋和喜男から申請のあった宇土ノ迫入会林野整備計画を入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により平成30年2月26日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。  
平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第145号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1938番1
株式会社まきの農園	上益城郡甲佐町府領	上益城郡甲佐町大字田口字免ノ上3871番1ほか2筆
農事組合法人ファーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第三436番1ほか7筆
野口 清吾	上益城郡甲佐町早川	上益城郡甲佐町大字早川字向鶴1198番1ほか3筆
園田 公平	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字永田1382番ほか7筆
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫2215番
永井 清香	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字平良925番ほか1筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字狐口2708番ほか9筆
池田 洋	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字原ノ田1971番1ほか1筆

2 申請年月日

平成30年2月21日

熊本県公告第146号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社上田園芸	熊本市東区平山町	熊本市東区平山町2668番ほか12筆

2 申請年月日

平成30年2月23日

熊本県公告第147号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市片諏訪字長割329番ほか5筆

農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市川島字後田642番ほか4筆
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊永2206番1ほか1筆
農事組合法人アグリつぶくろ	山鹿市鹿本町津袋	山鹿市鹿本町高橋字前田562番
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字永富2064番

2 申請年月日  
平成30年2月22日

### 熊本県公告第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局立野ダム工事事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（航空レーザ）	平成29年10月2日から 平成30年2月23日まで	阿蘇郡南阿蘇村立野、菊池郡大津町畑

### 登載依頼

#### 上益城地域保健医療推進協議会公告2号

平成29年度上益城地域保健医療推進協議会（第2回）の会議を次のとおり開催する。なお、当会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月6日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 開催日時  
平成30年3月13日（火） 午後2時から午後3時30分まで
- 開催場所  
上益城郡医師会館 2階 会議室（上益城郡御船町御船986）
- 議題  
(1) 上益城地域保健医療計画について  
(2) 災害医療体制について  
(3) その他
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先  
上益城郡御船町辺田見400番地  
上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課内）  
（電話096-282-0016）

#### 菊池地域保健医療推進協議会公告第2号

平成29年度第2回菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月6日

菊池地域保健医療推進協議会長

- 開催日時  
平成30年3月15日（木）午後3時から午後5時まで
- 開催場所  
熊本県菊池総合庁舎 別館2階 大会議室（菊池市隈府1272-10）
- 議題  
(1) 審議事項  
第7次菊池地域保健医療計画について



- (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
菊池市限府1272-10  
菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）  
（電話0968-25-4156）

---

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。  
平成30年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局職員就業規程（昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第36条の見出し中「懲戒」を「分限及び懲戒」に改め、同条中「職員の懲戒については、」を「職員の分限及び懲戒については、熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）及び」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

---

#### 熊本県医療審議会公告第3号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成30年3月6日

熊本県医療審議会  
会 長 福 田 稔

- 1 開催日時  
平成30年3月16日（金）  
午後3時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題  
第7次熊本県保健医療計画について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）  
（電話096-333-2205）

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 6 日

有明海自動車航送船組合  
管理者 西田 寿美生

**有明海自動車航送船組合条例第 1 号**

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例（有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和 33 年有明海自動車航送船組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

		改正後										改正前									
(勤労手当)																					
第 21 条 (略)																					
2		勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤労手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 8 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 95</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。										勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤労手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 8 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 85</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。									
3～5 (略)																					
附 則																					
1～10 (略)																					
11		附則第 8 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に <u>100 分の 1,425</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に <u>100 分の 95</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。										附則第 8 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に <u>100 分の 1,275</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に <u>100 分の 85</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。									

別表第一（第五条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
1	円 142,600	円 192,700	円 262,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300	円 407,700	円 458,000

別表第一（第五条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800	円 407,300	円 457,600

2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	325,600	371,500	416,500	469,700
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	325,600	374,000	418,800	472,700
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400



66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
66		228,100	281,600	327,800	366,800	383,100
67		229,000	282,300	328,500	367,500	383,700
68		230,100	283,200	329,300	368,200	384,300
69		230,800	284,200	330,100	368,500	384,700
70		231,500	285,000	330,800	369,100	385,200
71		232,100	285,800	331,500	369,800	385,700
72		232,900	286,600	332,200	370,400	386,300
73		233,700	287,400	332,700	370,700	386,600
74		234,400	287,900	333,300	371,300	387,000
75		235,100	288,300	333,800	372,000	387,400
76		235,700	288,800	334,400	372,600	387,800
77		236,400	288,900	334,700	373,000	388,100
78		237,200	289,300	335,200	373,500	388,400
79		238,000	289,500	335,600	374,100	388,700
80		238,700	289,900	336,100	374,600	389,000
81		239,400	290,100	336,500	375,100	389,200
82		240,100	290,300	337,000	375,700	389,500
83		240,800	290,700	337,500	376,200	389,800
84		241,500	291,000	338,000	376,500	390,000
85		242,100	291,300	338,300	376,900	390,200
86		242,800	291,600	338,700	377,400	390,500
87		243,500	291,900	339,200	377,800	390,800
88		244,200	292,300	339,600	378,200	391,000
89		244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90		245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91		245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92		246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93		246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94			294,000	341,800		
95			294,400	342,300		
96			294,800	342,700		
97			295,000	342,800		

98	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>
99	<u>295,700</u>	<u>343,700</u>
100	<u>296,100</u>	<u>344,000</u>
101	<u>296,300</u>	<u>344,300</u>
102	<u>296,600</u>	<u>344,700</u>
103	<u>297,000</u>	<u>345,100</u>
104	<u>297,300</u>	<u>345,500</u>
105	<u>297,500</u>	<u>346,000</u>
106	<u>297,800</u>	<u>346,400</u>
107	<u>298,200</u>	<u>346,800</u>
108	<u>298,500</u>	<u>347,200</u>
109	<u>298,700</u>	<u>347,700</u>
110	<u>299,100</u>	<u>348,100</u>
111	<u>299,500</u>	<u>348,400</u>
112	<u>299,800</u>	<u>348,700</u>
113	<u>299,900</u>	<u>349,200</u>
114	<u>300,200</u>	
115	<u>300,500</u>	
116	<u>300,900</u>	
117	<u>301,100</u>	
118	<u>301,300</u>	
119	<u>301,600</u>	
120	<u>301,900</u>	
121	<u>302,300</u>	
122	<u>302,500</u>	
123	<u>302,800</u>	
124	<u>303,100</u>	
125	<u>303,400</u>	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 (第五条関係)

海 事 職 給 料 表

98	<u>295,700</u>	<u>343,700</u>
99	<u>296,100</u>	<u>344,100</u>
100	<u>296,500</u>	<u>344,400</u>
101	<u>296,700</u>	<u>344,700</u>
102	<u>297,000</u>	<u>345,100</u>
103	<u>297,400</u>	<u>345,500</u>
104	<u>297,700</u>	<u>345,900</u>
105	<u>297,900</u>	<u>346,400</u>
106	<u>298,200</u>	<u>346,800</u>
107	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>
108	<u>298,900</u>	<u>347,600</u>
109	<u>299,100</u>	<u>348,100</u>
110	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>
111	<u>299,900</u>	<u>348,800</u>
112	<u>300,200</u>	<u>349,100</u>
113	<u>300,300</u>	<u>349,600</u>
114	<u>300,600</u>	
115	<u>300,900</u>	
116	<u>301,300</u>	
117	<u>301,500</u>	
118	<u>301,700</u>	
119	<u>302,000</u>	
120	<u>302,300</u>	
121	<u>302,700</u>	
122	<u>302,900</u>	
123	<u>303,200</u>	
124	<u>303,500</u>	
125	<u>303,800</u>	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 (第五条関係)

海 事 職 給 料 表

職務の 級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	給料 月額	円	給料 月額	円	給料 月額	円	給料 月額	円	給料 月額	円	給料 月額	円	給料 月額	円
1	146,200	190,100	224,300	257,900	289,800	318,200	333,000	349,200	368,200	379,600	387,700	392,800		
2	147,200	192,200	226,000	259,300	291,200	320,100	335,300	347,600	366,600	377,500	386,000	391,000		
3	148,300	194,400	227,500	260,800	292,600	321,600	337,600	349,100	368,000	378,600	387,700	392,800		
4	149,300	196,600	228,900	262,500	294,000	323,300	340,100	351,600	369,400	379,600	388,700	393,800		
5	150,300	198,700	230,200	264,200	295,300	325,000	342,200	370,400	389,800	399,800	409,800	419,800		
6	151,600	200,600	231,900	266,100	296,600	326,500	344,500	372,700	392,100	402,100	412,100	422,100		
7	152,900	202,500	233,600	267,800	297,900	328,200	346,800	375,000	394,400	404,400	414,400	424,400		
8	154,200	204,400	235,100	269,300	299,200	329,700	349,200	377,500	396,700	406,700	416,700	426,700		
9	155,300	206,200	236,600	270,600	300,600	331,400	351,600	380,000	399,000	409,000	419,000	429,000		
10	156,800	207,800	238,300	272,400	301,800	333,000	354,100	383,300	401,300	411,300	421,300	431,300		
11	158,400	209,400	240,100	274,100	302,900	334,600	356,500	386,600	403,600	413,600	423,600	433,600		
12	159,900	211,000	241,800	275,800	304,100	336,100	358,900	389,900	405,900	415,900	425,900	435,900		
13	161,200	212,600	243,400	277,100	305,100	337,700	361,300	392,200	408,200	418,200	428,200	438,200		
14	162,700	214,200	245,200	278,600	306,100	339,300	363,700	394,500	410,500	420,500	430,500	440,500		
15	164,200	215,600	247,000	280,100	306,900	340,900	365,900	396,800	412,800	422,800	432,800	442,800		
16	165,800	217,100	248,700	281,600	307,900	342,300	368,200	399,100	415,100	425,100	435,100	445,100		
17	167,200	218,300	250,400	283,000	308,800	343,800	370,400	401,400	417,400	427,400	437,400	447,400		
18	168,900	219,700	252,300	284,400	309,800	345,400	372,800	403,700	419,700	429,700	439,700	449,700		
19	170,600	221,100	254,200	285,700	310,600	347,100	375,200	406,000	422,000	432,000	442,000	452,000		
20	172,300	222,400	255,800	287,100	311,300	348,700	377,500	408,300	424,300	434,300	444,300	454,300		
21	173,900	223,400	257,400	288,600	312,200	350,200	379,600	410,600	426,600	436,600	446,600	456,600		
22	175,900	224,800	258,800	289,900	313,000	351,800	381,700	412,900	428,900	438,900	448,900	458,900		
23	177,800	226,200	260,300	291,400	314,100	353,400	383,900	415,200	431,200	441,200	451,200	461,200		
24	179,700	227,600	262,000	292,800	315,100	355,000	386,000	417,500	433,500	443,500	453,500	463,500		
25	181,400	228,900	263,600	294,000	315,800	356,200	387,700	419,800	435,800	445,800	455,800	465,800		
26	183,200	230,200	265,500	295,300	316,600	357,800	389,400	422,100	438,100	448,100	458,100	468,100		
27	185,000	231,600	267,200	296,500	317,400	359,300	391,000	424,400	440,400	450,400	460,400	470,400		
28	186,800	233,000	268,800	297,800	318,200	360,800	392,800	426,700	442,700	452,700	462,700	472,700		

29	188,400	234,300	270,000	299,000	319,100	362,200	394,400	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000	361,400	393,800
30	190,500	235,800	271,800	300,100	320,000	363,500	395,800	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900	362,700	395,200
31	192,600	237,200	273,400	301,100	320,800	364,900	397,300	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700	364,200	396,700
32	194,700	238,500	275,000	302,200	321,400	366,400	398,800	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300	365,700	398,200
33	196,600	239,600	276,500	303,400	322,300	367,400	399,400	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200	366,800	398,900
34	198,500	240,500	277,900	304,300	323,200	368,400	400,700	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100	367,800	400,200
35	200,400	241,200	279,400	305,300	324,100	369,600	401,900	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000	369,000	401,400
36	202,300	242,300	280,800	306,300	324,900	370,700	403,300	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800	370,100	402,800
37	204,100	243,000	282,100	307,300	325,500	371,700	404,700	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600	371,200	404,200
38	205,700	244,300	283,400	308,300	326,400	372,800	406,100	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500	372,400	405,600
39	207,300	245,400	284,600	309,200	327,300	373,800	407,500	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400	373,400	407,000
40	208,900	246,600	285,900	310,300	328,200	374,900	408,800	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300	374,500	408,300
41	210,300	247,400	287,500	311,300	328,800	375,800	410,100	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900	375,400	409,600
42	211,900	248,700	288,800	312,100	329,700	376,800	411,000	210,800	247,500	287,700	311,100	328,300	376,400	410,500
43	213,500	249,900	290,100	313,000	330,500	377,700	411,900	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600	377,300	411,400
44	215,100	251,400	291,400	313,900	331,300	378,700	412,800	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400	378,300	412,300
45	216,500	252,400	292,900	314,800	332,100	379,700	413,000	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300	379,300	412,500
46	217,800	253,800	294,200	315,700	332,900	380,500	413,400	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100	380,100	412,900
47	219,000	255,100	295,500	316,500	333,600	381,500	413,900	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900	381,100	413,400
48	220,300	256,300	296,800	317,200	334,400	382,400	414,400	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700	382,000	413,900
49	221,700	257,400	297,800	318,000	334,900	383,200	414,800	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300	382,800	414,300
50	222,900	258,800	299,000	318,800	335,700	384,200	415,000	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800	383,800	414,500
51	224,100	260,200	300,000	319,600	336,000	385,000	415,600	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400	384,600	415,100
52	225,200	261,600	301,300	320,300	336,600	385,700	416,100	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000	385,300	415,600
53	226,500	262,600	302,600	320,800	336,900	386,700	416,400	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400	386,300	416,000
54	227,800	264,000	303,600	321,600	337,400	387,500	417,000	226,700	262,900	302,600	320,700	337,900	387,100	416,600
55	229,000	265,200	304,600	322,400	338,000	388,400	417,600	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600	388,000	417,200
56	230,200	266,400	305,500	323,100	338,600	389,100	418,200	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200	388,700	417,800
57	231,300	267,400	306,600	323,500	338,900	390,000	418,800	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500	389,600	418,400
58	232,500	268,700	307,600	324,100	339,500	390,800	419,400	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100	390,400	419,000
59	233,700	269,900	308,700	324,600	340,100	391,600	419,900	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700	391,200	419,500
60	234,900	271,200	309,700	325,300	340,700	392,400	420,500	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300	392,000	420,100



61	236,100	272,200	310,600	325,800	340,900	392,900	421,100			61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500	392,500	420,700
62	237,200	273,400	311,500	326,300	341,300	393,600	421,600			62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900	393,200	421,200
63	238,100	274,400	312,600	326,800	341,600	394,200	422,200			63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200	393,800	421,800
64	239,200	275,700	313,600	327,200	342,100	394,900	422,800			64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700	394,500	422,400
65	239,800	277,000	314,300	327,400	342,300	395,500	423,300			65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900	395,100	422,900
66	240,800	278,200	315,200	327,800	342,700	396,000	423,900			66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300	395,600	423,500
67	241,600	279,400	316,000	328,400	343,100	396,400	424,400			67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700	396,000	424,000
68	242,700	280,300	316,900	329,000	343,500	396,900	425,000			68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100	396,500	424,600
69	243,400	281,200	317,800	329,400	344,000	397,600	425,500			69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600	397,200	425,100
70	244,200	282,100	318,500	329,800	344,400		426,100			70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000		425,700
71	244,900	283,000	319,000	330,200	344,800		426,800			71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400		426,400
72	245,800	283,900	319,700	330,600	345,300		427,400			72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900		427,000
73	246,600	284,700	319,900	330,800	345,900		427,700			73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500		427,300
74	247,300	285,400	320,400	331,000	346,400		428,300			74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000		427,900
75	247,800	286,000	320,900	331,200	346,900		429,000			75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500		428,600
76	248,400	286,600	321,200	331,400	347,300		429,600			76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900		429,200
77	248,700	287,100	321,700	331,800	347,600		430,000			77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200		429,600
78	249,200	287,700	322,100	332,000	348,000		430,500			78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600		430,100
79	249,800	288,300	322,700	332,300	348,400		431,200			79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000		430,800
80	250,500	288,800	323,300	332,600	348,800		431,900			80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,400		431,500
81	250,900	289,400	323,900	332,900	349,200		432,100			81	249,900	288,600	323,500	332,500	348,800		431,700
82	251,200	290,000	324,300	333,300	349,500					82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,100		
83	251,400	290,400	324,600	333,600	349,900					83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,500		
84	251,900	290,900	324,900	334,000	350,300					84	251,000	290,300	324,500	333,600	349,900		
85	252,200	291,300	325,100	334,300	350,700					85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,300		
86		291,600	325,400	334,600	351,100					86		291,000	325,000	334,200	350,700		
87		292,000	325,600	335,000	351,500					87		291,400	325,200	334,600	351,100		
88		292,300	325,900	335,400	351,900					88		291,800	325,500	335,000	351,500		
89		292,500	326,200	335,600	352,300					89		292,000	325,800	335,200	351,900		
90		292,800	326,500	335,900	352,700					90		292,400	326,100	335,500	352,300		
91		293,200	326,700	336,200	353,100					91		292,800	326,300	335,800	352,700		
92		293,500	327,000	336,600	353,500					92		293,100	326,600	336,200	353,100		



当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第8項第3号において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 (略)  
(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるそのものの勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項

において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3～5 (略)
- 附 則
- 1～7 (略)
- 8 (削除)

当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第8項第3号において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 (略)  
(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第8項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるそのものの勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3～5 (略)
- 附 則
- 1～7 (略)
- 8 右明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び右明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年有明海自動車航送船組合条例第1号）附則第7条から第10条までの規定による経過措置が終了するまでの間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職

務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。) に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第10項において「給料月額減額基礎額」という。)

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規定する割合を乗じて得た額(同項に規定する規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規定する割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第21条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該

合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあっては、その額に給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算した額)を加算した額。附則第11項において「勤労手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合において、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第11項において「勤労手当減額基礎額」という。))に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第21条第1項から第6項までの規定により支給される給与(当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額)を乗じて得た額

ア 第23条第1項又は第2項 前各号に定める額

イ 第23条第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第23条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第23条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第23条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

9 (削除)

10 (削除)

9 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合において、給料月額減額基礎額及

11 (削除)

11 附則第8項の規定が適用される間、第21条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減らされて支給されるものの勤勉手当当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

(有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部改正)  
 第3条 有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例(平成20年有明海自動車航送船組合条例第1号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後	改正前
(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とする。	(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。	

第4条 有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後	改正前
(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」と	(期末手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあ	

あるのは「100分の172.5」とする。

るのは「100分の175」とする。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日（改正後の職員給与条例第21条第2項及び附則第11項の規定にあつては、平成29年12月1日）から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。  
 (適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
 (給与の内払)
- 5 改正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例又は第3条の規定による有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定による給与のみならず、  
 (規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合格料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月6日

有明海自動車航送船組合  
管理者 西田 寿美生

**有明海自動車航送船組合格規則第1号**

有明海自動車航送船組合格料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合格料等の支給に関する規則（昭和33年有明海自動車航送船組合格規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後	改正前
(削る)		<p><u>(条例附則第8項の規定により減ずる額の日割計算)</u></p> <p>第7条 給与期間の中途において、<u>条例附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第6条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第8項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。